

バイオマスマークの使用に関して

日榮新化株式会社

技術品質保証部

2020年10月27日

○【概要】バイオマスマークの使用について

- ・ 貴社の製品において、弊社のバイオマスマークを取得した製品を使用した場合、弊社の管理責任の下、貴社の製品、梱包などにバイオマスマークの表示が可能です。

(例：貴社にて印刷やラミネート、抜きなどの加工などを行った場合)

- ・ バイオマスマークの付与については自由に選択ができます。
- ・ マークの表示内容は「マークのロゴ」、「バイオマスの文字」、「使用部位」、「No.(登録番号)」です。
順序の変更は不可であり、上記の内容の一部を省くことも不可です。
- ・ バイオマスマークの表示に関して、**下記の場合は表示することができません。**

▶ 貴社にて全く加工を行わず、製品名のみを変更し、販売する場合

↳ 上記の場合、貴社にて新たにバイオマスマークの認定番号の取得が必要です。

- ・ 使用手順、注意事項等は下記及び一般社団法人 日本有機資源協会のホームページ記載の「**実施要項他諸規定**」を参照してください。

◆ 認定機構：一般社団法人 日本有機資源協会 TEL：03-3297-5618

実施要項他諸規定：<https://www.jora.jp/biomassmark/info/>

○使用までの手順

◆ バイオマスマークの使用には事務局の事前許可が必要です。

- ① 弊社よりバイオマスマークのデータ(ai, PDF)を入手
- ② マークを表示するデザインを作成後、貴社から日本有機資源協会へデザイン案をメール※1)にて送信
- ③ 日本有機資源協会よりデザイン案の確認後、貴社に連絡
- ④ デザインの内容に問題がなければ使用可能

・ マークの使用及び上記の届出に費用は必要ございません。

②～③には **3 営業日程度**かかります。

※1) デザイン案送付先：一般社団法人 日本有機資源協会 事務局

Mail：mark-design@jora.jp, TEL：03-3297-5618

○使用上の注意事項

◆デザイン案作成時の注意事項

- ・日本有機資源協会 HP の「バイオマスマーク使用の手引」に従い、デザイン案を作成ください。

URL : <https://www.jora.jp/biomassmark/info/>

- ・「使用部位」に関して貴社にて編集が可能です。貴社の使用用途に応じて詳細な説明の表記が必要です。
- ・デザイン案の協会への確認は製品ごとに必要です。但し、類似した製品群に関してはその内の 1 件のみで良い場合があります。
- ・表記内容の詳細に関しましては日本有機資源協会事務局までお問い合わせください。

◆併用マークについて

- ・バイオマスマーク認定製品を複数併用して製品を構成した際に、使用した製品のバイオマスマーク使用契約者が異なり、スペースの都合上、バイオマスマークを一つに統合して使用する場合に発行するマークです。

- ・日本有機資源協会 HP の「バイオマスマーク認定商品の複数併用に係る手引」に従い、手続きを行ってください。 URL : <https://www.jora.jp/biomassmark/info/>

- ・貴社から協会に申請いただき、新たに認定番号を取得いただきます。

マークの使用期間は 1 年間であり、初回は無料、2 件目以降は 5,000 円(税別)/件の費用が発生いたします。

※マーク認定製品を複数併用して製品構成した場合、併用マークには費用も申請の手間もかかる為、スペースに余裕がある場合は、使用した認定製品のバイオマスマークを全て表示することをお勧めいたします。

○バイオマスマークのデータ

- ・バイオマスマークデータの入手に関しては、弊社営業担当までご連絡ください。